

(HP 掲載用)

量類公正競争規約作成連絡会 第 15 回合同委員会の概要

日 時：平成 29 年 1 月 17 日（火）13：30～17：00

場 所：農林水産省生産局第 1 会議室

出 席：関係団体

全日本量事業協同組合 4 名、全国量材料卸商組合連合会 3 名、全国い製品卸商業団体連合会 1 名、全日本 JIS 量床工業協同組合 2 名、全国い生産団体連合会 1 名、全日本 ISO 量振興協議会 4 名、全国量材商社会 2 名

：オブザーバー

押出発泡ポリスチレン工業会、東海機器工業株式会社、極東産業株式会社、消費者庁、経済産業省、農林水産省

議事に先立ち、前回決定された以下の事項について確認がなされた。

- ・連絡会の会員募集は昨年末で一時停止し、再開は次回の総会以降とすること
- ・昨年末までに受け付けた会員に対しメールリストを作成すること
- ・通常総会は、来年 4 月を目処に開催すること
- ・連絡会としての試行は総会后に行うこと
- ・連絡会として実施する試行は総会后とするが、それに先立って各団体が個別に実施する「試行の試行」については「練習」等の表現とし、混乱を生じないようにすること

議事概要：

1 メールリスト作成（案）について

調査・広報委員会からメールリスト作成計画案について説明があった。合意事項と主な意見は次の通り。

<合意した事項>

- ・メールリスト作成に係る予算案

<主な意見>

- ・返信のない会員について、扱いをどうするか
- ・メールリストの作成だけではなく、会員の継続確認も目的に加えてはどうか

2 試行計画（案）について

調査・広報委員会から総会后の試行計画案について説明があった。主な意見は次の通り。

<主な意見>

○試行全般について

- ・試行には、「広報・検討・練習」の目的がある。連絡会に参加する団体や個人以外にも参加を求めるべきである
- ・規約（案）では、工務店等からの説明は努力義務となっているが、試行の実施は B to C からと考える。
- ・B to C で練習し、確認できた内容を B to B へ反映するという趣旨ではなかったか
- ・試行参加者は、試行の内容について意見が言えることを周知してはどうか

○アンケートについて

- ・表示項目の過不足や、ビジネス上不都合な表示項目の有無等についての意見も言える設問も入れて欲しい

<消費者庁からの意見>

○試行全般について

- ・消費者庁としては、トレーサビリティに関する情報のやり取りに問題ないことを試行で確認できればよい(表示するために必要な情報が畳店まで届いていることを確認できればよい)
- ・配布物や説明会等で「規約」と表示・発言するときは、必ず「規約(案)」とし、あたかも規約が成立したかのように誤認されないよう注意すること
- ・試行の実施に当たっては、結果が恣意的とならないよう、特定の地域・団体だけを試行の実施対象としないこと
- ・スケジュールを踏まえ、全国公正取引協議会連合会と情報交換を始めてはどうか

○アンケートについて

- ・流通では、商品を譲り渡す際に自社発番の管理番号を付することとしているが、情報の紐付けが確実にできるか確認すること
- ・規約(案)で情報を伝達することとした項目について、伝達できた項目、できなかった項目が分かるよう、チェックボックスを使うなどして確認してほしい
- ・アンケートの設問は試行の目的に沿って設定し、広告上の表示や不当表示の設問(⑪)はアンケートの記入や集計に係る労力を考慮して省いた方が望ましいのではないか

○マニュアルについて

- ・規約(案)では、最高品等の特定用語の条項を設けない。しかしながら、景品表示法おける、根拠がなければ「最高級」と表示できないという一般ルールは適用される。
- ・配布物や説明会等で「会員証紙」と特段の注意書きも無い状態で表示・発言すると、「会員」や「証紙」という字句が示す対象が「公正取引協議会」の「会員」や「証紙」と誤認する可能性があるため、本連絡会として行う取組みと誤認する恐れがある表現を使用しないこと(※各団体が自らの会員向けに使用している「会員」証紙は使用可であるが、これと誤認しないよう留意すること)

3 連絡会規約の改正(案)及び協議会の会則(案)について

連絡会規約の改正(案)及び協議会の会則(案)について説明があった。主な意見は次の通り。

<主な意見>

- ・現行連絡会規約(連絡会の会則)において、団体会員と個人会員を同じ権利としているのは、社会通念上おかしいのではないか
- ・少数意見を汲み上げる仕組みは必要

4 その他

- ・次回連絡会は2017年2月8日(水)13:30から行うこととなった。

以上